

埼玉県語学指導助手受入れ活用連絡協議会補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、埼玉県語学指導助手受入れ活用連絡協議会（以下「協議会」という。）が行う、語学指導助手の受入れ等に係る事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費)

- 第2条 補助の対象となる経費は、協議会が行う、語学指導助手の受入れ等に係る事業に要する経費とし、補助額は知事が定める。

(申請書の様式等)

- 第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 前項の申請書の提出期限は、別に定める。

(交付決定通知書の様式等)

- 第4条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の支払方法等)

- 第5条 知事は、必要があると認めた場合には、第2条の補助金を概算払いにより支払うことができる。
- 2 前項の補助金の概算払い請求書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(状況報告)

- 第6条 協議会は、知事の要求があった時は、補助事業の遂行状況について、当該要求にかかわる事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書等)

- 第7条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業の完了後30日以内とする。

(額の確定通知書の様式)

- 第8条 規則第14条の額の確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(帳簿の整備)

- 第9条 協議会は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿及び当該収

入及び支出についての証拠書類を保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成4年5月27日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

埼玉県語学指導助手受入れ活用連絡協議会補助金交付申請書

埼 語 協 第 号
令 和 年 月 日

埼玉県知事 様

埼玉県語学指導助手受入れ活用連絡協議会
会 長

下記により、語学指導助手の受入れ活用等に係る費用について補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 補助事業の名称 語学指導助手の受入れ活用等にかかる事業
- 3 補助事業の目的および内容
- 4 補助事業に関する事業計画書
別添のとおり
- 5 収支計算書
別添のとおり

様式第2号（第4条関係）

埼玉県語学指導助手受入れ活用連絡協議会補助金交付決定通知書

国際第 号
令和 年 月 日

埼玉県語学指導助手受入れ活用連絡協議会
会 長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け埼玉協第 号で申請のあった語学指導助手の
受入れ活用等に係る費用に対する補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則第5条の規定により、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 支払方法 概算払い

様式第4号（第7条関係）

埼玉県語学指導助手受入れ活用連絡協議会補助金実績報告書

埼 語 協 第 号
令 和 年 月 日

埼玉県知事 様

埼玉県語学指導助手受入れ活用連絡協議会
会 長

令和 年 月 日付け国際第 号で交付決定通知のあった語学指導
助手の受入れ活用等に係る費用に対する補助金について、下記のとおり補助事業が
完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書
類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の名称 語学指導助手の受入れ活用等にかかる事業
- 2 交付決定額 金 円
- 3 補助事業の実施期間令和 年 月 日から令和 年 月 日
- 4 補助事業の成果 別添のとおり
- 5 収支計算書 別添のとおり

様式第5号（第8条関係）

埼玉県語学指導助手受入れ活用連絡協議会補助金額確定通知書

国際第 号
令和 年 月 日

埼玉県語学指導助手受入れ活用連絡協議会
会 長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け国際第 号で交付決定通知をした語学指導助手の受入れ活用等に係る費用に対する補助金については、下記のとおりその額を確定する。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |